



《会計・税務の知識》 海外課税事案で対照的な税務訴訟判決

■ 1. 対照的な税務訴訟判決 ■

最近、海外課税事案で2つの対照的な判決がありました。

(以下、U事案とT事案と呼びます。)

いずれも、海外に住んでいた納税者を日本の「居住者」として認定し、日本の税金を課した事案でした。

U事案は納税者が勝訴、T事案は敗訴でした。

■ 2. キーワード ■

明暗のキーワードは、「居住者」でした。

簡単にいえば、「日本居住者」とは日本国内に住所があるか、引き続き1年以上居所を有するかなどの要件を満たしている場合を言います。

どちらの事案も、日本居住者でないことが証明できれば、日本での課税はありません。

■ 3. 事案の概要 ■

・U事案は、シンガポールに住んでいた納税者が、香港で株式売却を行い、キャピタルゲイン課税を日本国で受けたケースでした。

・T事案は、香港に住んでいた納税者が、資産贈与を受けて、贈与税課税を日本国で受けたケースでした。

■ 4. 勝敗を決める事実認定 ■

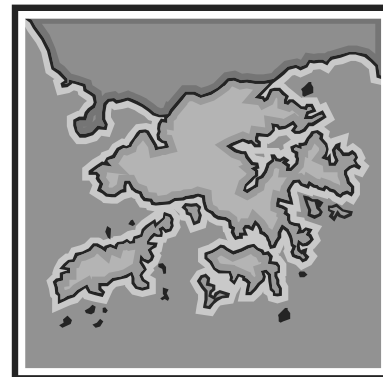
U事案では、納税者は、日本の自宅を引き払いシンガポールに出国し、現地では従業員を雇い仕事を行っていた。長期のアパート契約を締結し、日本に一時帰国する際にはホテル等の維持的な宿泊施設に滞在していた。

T事案は、納税者は香港への出国にあたっても日本の自宅は家財道具も含めてそのままにしていた。毎月帰国（香港滞在期間中の4分の1以上）し、日本企業の役員として業務を遂行し、所有資産の

99.9%以上は日本にあった。

この事実認定問題は、国際税務に限らず、課税の現場では常に論点となります。

租税回避の目的が窺われる場合、法令通達の形式要件の充足のみで仕組んだ場合は納税者が負けるが、租税回避目的が窺われても、実質的要件を満たしている場合には納税者が勝つというのがこの判決の教訓といえます。



『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>